### いわき市農業委員会第11回総会議事録

### 1 開催日時

平成31年3月27日(水) 16時00分から16時40分

#### 2 開催場所

6

鈴

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

直

### 3 出席者(25人)

(1) 農業委員(19人)

11 新 妻 信 夫 21 和 田 正人 德 12 佐 Ш 良 平 22 木 テイ子 2 坂 本 和 田 3 理 23 /\ 蛭 田 元 起 13 鈴 木 泉 昌 男 藤吉行 4 遠 藤重 和 14 蛭 田 秀 史 24 佐 5 藁 谷昭 夫 髙 木 眞 15

幡 仁

8 箱 﨑 寿 正

木 義

9 松 本 英 人 19 油 座 盛 明 20 岡 田 光 男

16

木

### (2) 事務局(6人)

太 清 光 事務局長 鈴 木 一 徳 事務局次長 早 水 孝太郎 主任主査 野 木 隆 司 農政振興係長 坂 本 聡 農政振興係 主査 府 川 将 人 農地調整係 主査

### 4 欠席者(5人)

1 草 野 庄 一 7 草 久仁昭 野 三 座勝 10 油 菅 波 郎 17 大 竹 公 18 治

### 5 会議の概要

事務局(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第11回総会にご参集を 頂き、ありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させて頂きます。

- 第11回総会議案書
- 【資料1】平成31年度 業務計画書(案)
- 【資料2】職員の人事異動 農業委員会発令

以上、3点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、 総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得な い理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされ ております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マ ナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声 を、議席番号11番 新妻 信夫 委員よりお願い致します。

11番 新妻委員 私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、 「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。

-憲章唱和-

事務局

ありがとうございました。

(鈴木次長)

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第 1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それ では、議事に先立ちまして、会長に代わり、蛭田元起会長職務代理 者より、ご挨拶申し上げます。

蛭田会長 職務代理者 いわき市農業委員会第11回総会の開催にあたりまして、一言、ご 挨拶を申し上げます。

本日は、先週に続き、公私共に御多忙の中、ご参集を賜り感謝申し上げます。

本日の総会でございますが、平成31年度業務計画書の作成、人事 異動に伴う職員の任免について、ご審議頂きます。

皆様には、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い致します。 簡単ではございますが、挨拶とさせて頂きます。

事務局

ありがとうございました。

(鈴木次長) それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長とな

事務局(鈴木次長)

るものですが、農業委員会等に関する法律第5条第5項において「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と定められていることから、草野庄一会長の欠席に伴いまして、議長を蛭田元起会長職務代理者に務めて頂きます。

また、議長の補佐を太事務局長が務めますことをご了承賜りますよう、お願い致します。

それでは、蛭田会長職務代理者、よろしくお願い致します。

議長(蛭田職代)

それでは、議長を務めさせて頂きます。円滑な議事進行に努めて 参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の欠席は、

議席番号1番 草野 庄一 委員

7番 草野久仁昭 委員

10番 油座 勝三 委員

17番 菅波 一郎 委員

18番 大竹 公治 委員でございます。

現在、委員24名中、19名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第11回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会 総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号22番 木田テイ子 委員

23番 小泉 昌男 委員

以上2名にお願い致します。

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページ においても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局

-総会議案書2ページにより会務報告-

(鈴木次長)

議長

ありがとうございました。

(蛭田職代)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (野木係長) 取下げ、訂正、追案等について説明致します。

第11回総会の議案について、取下げ、訂正、追案等はございませ

私からの説明は以上です。

議長

これより議事に入ります。

(蛭田職代)

議案第1号、平成31年度業務計画書の作成について、事務局の説明を求めます。

事務局 (野木係長) 議案書の3ページをお開き願います。

-議案第1号を朗読-

それでは、お手元に資料1、平成31年度業務計画書(案)をご用意願います。

平成31年度は新体制移行後、第16期農業委員会として2年目を迎える年になります。この業務計画書は、その平成31年度の活動にあたり、基本的な事項を定めたものとなりますことから、各事項について詳細にご確認項きたいと思います。

まず、業務計画書の構成をご確認ください。

表紙をめくって頂きますと、「いわき市農業委員会憲章」を記しております。次ページには「関係法令」、その次ページが「目次」となっております。めくりますと、「はじめに」とあり、次ページから1ページとなり、1ページから3ページまでが「平成31年度いわき市農業委員会組織図・体制図」となっております。4ページが「主たる業務(事業)一覧」で、5ページから18ページまで「主たる業務(事業)の概要」となっております。19ページが「農業委員・農地利用最適化推進委員の活動(総括)」となります。20ページ・21ページが「その他の業務(事務局事務等)」、22ページ・23ページが「平成31年度農業委員会年間スケジュール(概要)」となります。24ページは「関係機関・団体等との連携」でございます。25ページから最後50ページまでが「規則・規程・要綱・名簿」となっております。

それでは、業務計画書の構成を把握頂いたところで、詳細にご説

明致します。

再度、表紙をめくって頂き、「いわき市農業委員会憲章」をご覧ください。この憲章は、新体制移行に伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって取り組む旨の内容で、平成30年6月に制定したものでございます。

次に「目次」の裏、「はじめに」のページをご覧ください。下段の「法改正に伴う新体制移行」ですが、改正農業委員会法が施行され、第16期農業委員会が昨年7月に発足する経緯の概要を掲載しております。

次に1ページをご覧ください。「平成31年度いわき市農業委員会組織図」でございます。

いわき市農業委員会は、農業委員24人、農地利用最適化推進委員32人の計56人構成でございまして、主たる所掌事務は、委員の皆様に現在遂行頂いております事務となります。

事務局体制ですが、事務局職員は計16人、局長1人、次長1人、 農政振興係5人、農地調査係4人、農地審査係5人でございます。

各係の主たる所掌事務を見て頂きます。まず、農政振興係は、 庶務全般

総会、役員会等に関すること

業務計画、業務報告に関すること

農地台帳及び農地の地図に関すること

法人化その他農業経営の合理化に関すること

農業一般に関する調査及び情報の提供に関すること

農業者年金に関すること

でございます。

次に、平成31年度から新たに設置となります、農地調査係は、

農地等の利用の最適化の推進に関すること

農地利用最適化推進委員地区審議会等に関すること

いわき市耕作放棄地対策協議会に関すること

農地法等に基づく農地等の利用調整に関すること

農地中間管理事業に関すること

農業経営基盤強化促進法に係る事務に関することでございます。

次に、現在の農地調整係であります、農地審査係は、

農地法等に基づく農地等の利用調整に関すること

農地法等に基づく農地等の権利の移動、設定、転用及び統制に関すること

土地改良法等に基づく農地等の交換分合に関すること 農地所有適格法人に関すること

でございます。

以上が、各係の主たる所掌事務でございます。

1月の総会でもご説明したとおり、新体制移行後、事務局組織については、2係体制のまま事務執行しておりましたが、一層の効率的・効果的な事務執行体制を構築し、「農地利用の最適化の推進」等、より適切に改正農業委員会法に対応する必要があることから、3係体制としたものであります。

なお、各係の職員の配置及び担当事務につきましては、次回4月 の総会でご案内致しますので、よろしくお願い致します。

それでは、2ページ、3ページをご覧ください。

「第16期いわき市農業委員会体制図」でございます。改めて現在 の体制をご確認頂きたいと思います。

まず、「農業委員会総会」をご覧ください。総会につきましては、 原則毎月開催、農業委員24名を構成員とし、主たる所掌事務はご覧 のとおりであります。

次に「農業委員会役員会」をご覧ください。

役員会につきましては、必要に応じて開催、会長及び会長職務代 理者を構成員とし、主たる所掌事務はご覧のとおりであります。

次に「農地利用最適化推進委員地区審議会幹事会」及びその下の 「農地利用最適化推進委員地区審議会(各地区で開催)」をご覧くだ さい。

地区審議会(各地区で開催)につきましては、必要に応じて開催、 推進委員及びオブザーバーとしての農業委員を構成員とし、案件に 応じて地区の認定農業者等の担い手に出席頂きます。地区審議会の 運営・実施主体は、現場活動の主役である推進委員となります。

また、地区審議会は、ご覧の北部地区、中部地区及び南部地区の3つの審議会とし、各地区で開催致します。

北部地区は、ご覧の地区の推進委員11名、及び農業委員7名の計18名で構成致します。

中部地区は、ご覧の地区の推進委員9名、及び農業委員7名の計16名で構成致します。

南部地区は、ご覧の地区の推進委員12名、及び農業委員10名の計 22名で構成致します。

該当地区に住所を有する農業委員は、その地区審議会に属し、オブザーバーとして地区審議会に出席する、というものであります。

そして、各地区審議会からは、幹事長及び副幹事長を選出頂いて おります。主たる所掌事務につきましては、ご覧のとおりでありま す。

地区審議会幹事会ですが、必要に応じて開催、各地区審議会の幹

事長・副幹事長6名を構成員とし、主たる所掌事務はご覧のとおりであります。地区審議会幹事会からは、代表幹事及び副代表幹事を選出頂いております。この2名が、点線の矢印にありますように、総会に案件に応じて出席する、というものであります。

次に3ページの図をご覧ください。

農業委員及び推進委員を構成員とする全員協議会、農業委員を構成員とする全体会議、推進委員を構成員とする全体会議、というものであります。それぞれ、必要に応じ開催するものであります。

「農業委員会だより編集委員会」ですが、必要に応じて開催、会 長職務代理者及び各地区審議会の農業委員を構成員とし、所掌事務 はご覧のとおりであります。

以上が現体制となっております。

続きまして4ページをご覧ください。

「主たる業務(事業)一覧」でございます。主たる業務と致しまして、16業務を挙げております。

それでは、5ページから業務毎にその概要をご確認頂きます。

業務No. 1 「許可申請等の審議・議決」でございます。

事務局担当係は、農地審査係・農地調査係です。総会において、 農地法等に基づく農地の権利移動や転用に係る許可申請等について 審議を行い、議決(許可決定)致します。

主な議案は、農地法第3条・第4条・第5条許可申請、農用地利 用集積計画の決定、及び現況確認証明願いなどの議決を必要とする 主たる証明でございます。

次に業務No. 2 「許可申請等に係る現地調査」でございます。

事務局担当係は、農地審査係・農地調査係でございます。農業委員と事務局職員が合同で、許可申請等に係る現地調査を行います。

6ページをご覧願います。業務No. 3「農地転用に係る農地区分の 事前調査・判定」でございます。

事務局担当係は、農地審査係です。農地転用許可(4 ha以下)の相談を受けた事案について、農地転用の許可基準のうち、立地基準との適合状況を事前に調査・判定し、農業上の利用の支障が少ない農地に事業実施(農地転用)を誘導するとともに、許可の見込みがない事案に係る申請者の申請事務負担の削減を図ります。

7ページをご覧願います。業務No. 4 「関連法令の適正運用」でございます。

事務局担当係は、農地審査係・農地調査係です。農地法をはじめとする関連法令等を適切に運用するために必要な現場活動等を行います。

主な活動を1つ挙げますと、(1)農地転用許可事業の工事進捗状況

(完了)報告、事業に係る許可条件の履行状況調査等により、転用許可事業の状況把握に努め、遅延、中止している事業者等に対し必要な指導を行います。

8ページをご覧願います。業務No. 5「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し及び意見の作成」でございます。

事務局担当係は、農地調査係です。農業委員会法第7条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の意見を聴きながら、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標(①遊休農地の解消目標、②担い手への農地利用集積目標、③新規参入の促進目標)及び具体的な推進方法を定めた指針について、必要があると認めるときは、随時見直しを行います。

また、農業委員会法第38条の規定に基づき、農地等の利用の最適 化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施 するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策の 改善についての具体的な意見を市長へ提出致します。

9ページをご覧願います。業務No. 6「利用権設定等促進事業」で ございます。

事務局担当係は、農地調査係です。農地の出し手、受け手を調整し、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地法の許可申請を要しない簡便な手続きである「農用地利用集積計画」による農地の権利設定等を行い、農地集積による規模拡大に伴う経営の安定化と、不在村地主等が土地所有者の場合でも遊休農地とならないよう方策を講じます。

10ページをご覧願います。業務No. 7 「農地中間管理事業に係る集積・配分計画の作成支援」でございます。

事務局担当係は、農地調査係です。担い手農業者の経営規模拡大や農地の集団化を推進するため、農地中間管理機構として県から指定された公益財団法人福島県農業振興公社が、農地を借り受けし、取得した農地の権利を再配分(転貸)する「農地中間管理事業」に係る農地の集積・配分計画を作成するために必要な事務手続き等の支援を行います。

11ページをご覧願います。業務No. 8 「農地の利用状況調査」でございます。

事務局担当係は、農地調査係です。「農地等の利用の最適化の推進」のため、地域の農地利用の確認や遊休農地の実態把握と発生防止・解消等に取り組むことを目的とし、農地法第30条の規定に基づき、毎年1回、区域内にある農地の利用状況の調査を行わなければならないことから、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と一体的に、随時実施するもので、農地の有効利用、農業委員会業務の効率化の

観点から、調査・確認を行います。

12ページをご覧願います。業務No. 9 「遊休農地所有者等への利用 意向調査」でございます。

事務局担当係は、農地調査係です。農地法第30条の規定に基づく 農地の利用状況調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、か つ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地などに該当 した場合、その所有者等に対し、その農地の農業上の利用の意向に ついて調査を行い、農地法に規定された制度について、法の趣旨を 踏まえ適切な措置を講じます。

13ページをご覧願います。業務No. 10「農地台帳等の整備・公表」 でございます。

事務局担当係は、農政振興係です。農地法第52条の2の規定に基づき整備する農地台帳は、農業委員会の各種業務を実施する上で必要不可欠な基礎的情報を管理するもので、法令上の公表義務を果たすため、全国農業会議所が管理・運営する「全国農地ナビ」を通じ、農地情報の一部をインターネットで公表します。

14ページをご覧願います。業務No.11「農地賃借料情報・農地流動化情報の提供等」でございます。

事務局担当係は、農地調査係です。農地法第52条の規定に基づき、 農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、 賃借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行います。

15ページをご覧願います。業務No.12「農作業労働賃金標準額の作成・配布」でございます。

事務局担当係は、農政振興係です。市内の農作業労働賃金の適正 化を図るとともに、農作業受委託が円滑に推進されることを目的と して、一般的な農作業について標準的な金額を作成・公表致します。 16ページをご覧願います。業務No.13「農業者年金業務受託事業」 でございます。

事務局担当係は、農政振興係です。農業者の老後生活の安定と農業後継者の確保に資することを目的とする農業者年金を運用する独立行政法人農業者年金基金から受託した業務等を行います。

次に業務No.14「納税猶予制度に関する事務」でございます。

事務局担当係は、農政振興係です。租税特別措置法第70条の4及び第70条の6の規定に基づき、農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予を税務署に申請する者について、農業委員会がその資格要件を証明する等の事務処理等を行います。併せて、農地贈与に係る不動産取得税(県税)の徴収猶予に関する諸事務を行います。

17ページをご覧願います。業務No.15「各種研修等の実施・参加」 でございます。

事務局担当係は、農政振興係です。地域農業者の相談役・世話役、また地域農業・農村のリーダーとして、さらには施策の遂行に意欲と高い能力を有する者として、自らが研さんに励み、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の資質向上や情報収集を図るため、企画立案し、または機会を捉えて農業委員会ネットワーク機構をはじめとする関係機関等が開催する会議や研修会等に積極的に参加し、活力ある地域農業・農村の推進に努めます。

18ページをご覧願います。最後、業務No.16「農業委員会だよりの発行等」でございます。

事務局担当係は、農政振興係です。農業委員会だよりは、会長職務代理者及び北部・中部・南部地区からそれぞれ選出された農業委員の計7名の編集委員で構成する編集委員会が中心となり作成する情報紙で、農業委員自らが取材・執筆し、農業者視点で農業者に有益な情報や地域の催事等の情報を提供致します。

発行部数は10,500部、原則4月、7月、10月、1月の四半期ごと 年間4回発行です。

また、農業一般に関する情報の提供に資するため、全国農業会議 所が発行する「全国農業新聞」の普及促進に努めます。

主たる業務(事業)の概要については以上であります。

続きまして、19ページをご覧ください。「農業委員、農地利用最適 化推進委員の活動(総括)」でございます。これにつきましては、先 日の研修会で大枠をご説明致しましたので、改めて後程ご確認願い ます。

続きまして、20ページをご覧ください。「その他の業務(事務局事務等)」でございます。

まず、各種証明書等の交付ですが、法令や通知等に基づき、農地の権利移動や農業者が公的支援等を受けるために必要な証明書等を 交付致します。耕作証明書、納税猶予適格者証明書、引き続き農業 経営を行う旨の証明書などでございます。

21ページをご覧ください。閲覧・公表事務ですが、本人等からの申請や法令・通知に基づき、農地に関する情報や農業委員会の業務内容等について公表(閲覧対応)致します。農地台帳、農地に関する地図、総会議事録、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動でございます。

また、平成31年度農業委員会当初予算額については、ご覧のとおりでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。「平成31年度農業委員会年

間スケジュール(概要)」でございます。2月の総会で配付致しました資料と同じ内容でございます。

23ページには、事業や総会における審議内容を記載しております。まず、事業等の欄をご覧ください。

農業委員会だより発行につきましては、先程申しましたとおりで あります。

各種研修会がご覧のとおり予定されております。11月上旬、福島県下農業委員会大会とありますが、11月15日(金)、福島市で開催される予定であります。

また、通年で農地利用状況調査、その結果を踏まえて農地利用意 向調査を実施致します。

8月から11月までは、農地パトロール強化月間となります。

総会の欄をご覧頂きますと、ご覧の議事についてご審議頂きます。 また、年度当初から農作業労働賃金標準額について、アンケート 調査の実施・結果を踏まえた審議を進め、年末年始にかけて決定・ 公表致します。

なお、推進委員全体会議、地区審議会等は、必要に応じて開催致します。

24ページをご覧ください。「関係機関・団体等との連携」でございます。

関係機関・団体等と連携し、農業委員会が行う各種業務の円滑化 に努めます。

なお、浜通り地方農業委員会協議会につきましては、昨年、事務局が大熊町から相馬市に変わりました。相馬市農業委員会会長が当協議会の会長、いわき市農業委員会会長は副会長になっております。25ページ以降の「規則・規程・要綱・名簿」につきましては、後程、必要に応じてご覧ください。

以上が、平成31年度業務計画書の案でございますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

### 議長(蛭田職代)

只今、事務局より、議案第1号について説明がありましたが、委 員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

### 16番 木幡委員

議席番号16番の木幡仁一です。

2点お伺い致します。

1点目は、8ページの業務No.5「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し及び意見の作成」についてでありますが、分類において「法定任意・必須」との記載があります。これは任意業務と必須業務が混ざっていると思われます。どの業務が任意で、どの

16番

業務が必須となるのでしょうか。

木幡委員

2点目は、10ページの業務No.7「農地中間管理事業に係る集積・配分計画の作成支援」についてでありますが、分類において「法定任意等」との記載があります。この「等」とはどういうことでしょうか。

以上、お伺い致します。

事務局(野木係長)

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しにつきましては、既に作成致しました指針の見直しとなりますので、指針の作成が法定任意業務となります。

農地等の利用の最適化の推進に関する意見の作成については、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、計画を実行、評価していく中で、改善すべき事項がある、必要があると認める場合には、現場の意見を反映すべく関係行政機関へ意見を提出しなければならないため、法定必須業務となります。

事務局 (府川主査)

農地中間管理事業については、効率的かつ円滑な事業の推進のため、公益財団法人福島県農業振興公社からいわき市に事業の一部が業務委託されており、その業務の一部がいわき市から農業委員会に事務委任され、実施しております。

10ページ記載の事業概要の(5)、「人・農地プラン」の作成支援については、農業委員会に事務委任されているものではありませんが、農地利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化は、農業委員会の目指すところであり、その達成のための「人・農地プラン」の作成について、農業委員会も協力をしていく必要性があることから、分類上は「任意」となり、その他の事業は「法定任意」となります。

議長(蛭田職代)

木幡委員、只今の回答でよろしいでしょうか。

16番 木幡委員 わかりました。ありがとうございました。

議長(蛭田職代)

その他、ご質問はございますか。

特に無いようでありますので、お諮り致します。

議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

### - 異議無しとの声有り-

# 議長(蛭田職代)

ご異議無しと認め、議案第1号、平成31年度業務計画書の作成については、原案のとおり可決致します。

なお、皆様方からご承認を頂きましたので、業務計画書(案)の案 の字を削除願います。

次に、議案第2号、人事異動に伴う職員の任免についてでございます。農業委員会の職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、職員は農業委員会が任免すると定められていることから、お諮りするものです。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局 (野木係長)

議案書の4ページをお開き願います。

- -議案第2号を朗読、審議事項を説明-
- 3月20日水曜日に職員の人事異動内示がございました。資料2を ご覧ください。

#### 転出者

- ○課長補佐相当職 主任主査兼農地調整係長 林 克伊 財政部債権管理課 主任主査
- ○係長相当職 主査 坂本 聡 生活環境部清掃管理事務所 主査
- ○係長相当職 主査 宇佐見 剛 市民協働部国保年金課 主査
- ○主任職 事務主任 作山 恵理 教育委員会事務局生涯学習課 事務主任

#### 転入者

- ○係長職 農地審査係長 草野 浩平 総合政策部原子力対策課 総括主査
- ○係長相当職 主査 鈴木 みどり 田人支所 主査
- ○係長相当職 主査 勝沼 靖 土木部道路管理課 主査
- 〇係長相当職 主査 清水 紀子 財政部資産税課 主査

事務局

兼務発令

(野木係長)

○課長補佐相当職 主任主査兼農地調査係長 早水 孝太郎 主任主査

以上です。

議長(蛭田職代)

只今、事務局より、議案第2号について説明がありましたが、委 員の皆様から何かご意見・ご質問等はございますか。

-意見無しとの声有り-

議長(蛭田職代)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

- 異議無しとの声有り-

議 長 (蛭田職代) ご異議無しと認め、議案第2号、人事異動に伴う職員の任免については、原案のとおり可決致します。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。 次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。

事務局(野木係長)

特にございません。

議長

委員の皆様から何かございますか。

(蛭田職代)

特に無いようでありますので、以上をもちまして、いわき市農業 委員会第11回総会を閉会致します。